

技術者単価等の上昇に伴う契約変更（委託）について

1 措置の概要

令和6年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、令和6年2月29日以前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）又は公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算しているものについては、受注者は、契約書に基づき業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

2 具体的な取扱い

具体的な取扱いは次のとおり

- ・対象は、旧技術者単価又は旧労務単価を適用している建設コンサルタント等業務のうち、令和6年3月1日以降に契約を締結したもの。
- ・受注者は委託契約書（補則）の規定に基づき、契約変更の協議を請求することができる。

<委託契約書>

（補則）

第●条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

- ・変更後の業務委託料の算出方法は次式による

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}}^{\ast 1} \times k^{\ast 2}$$

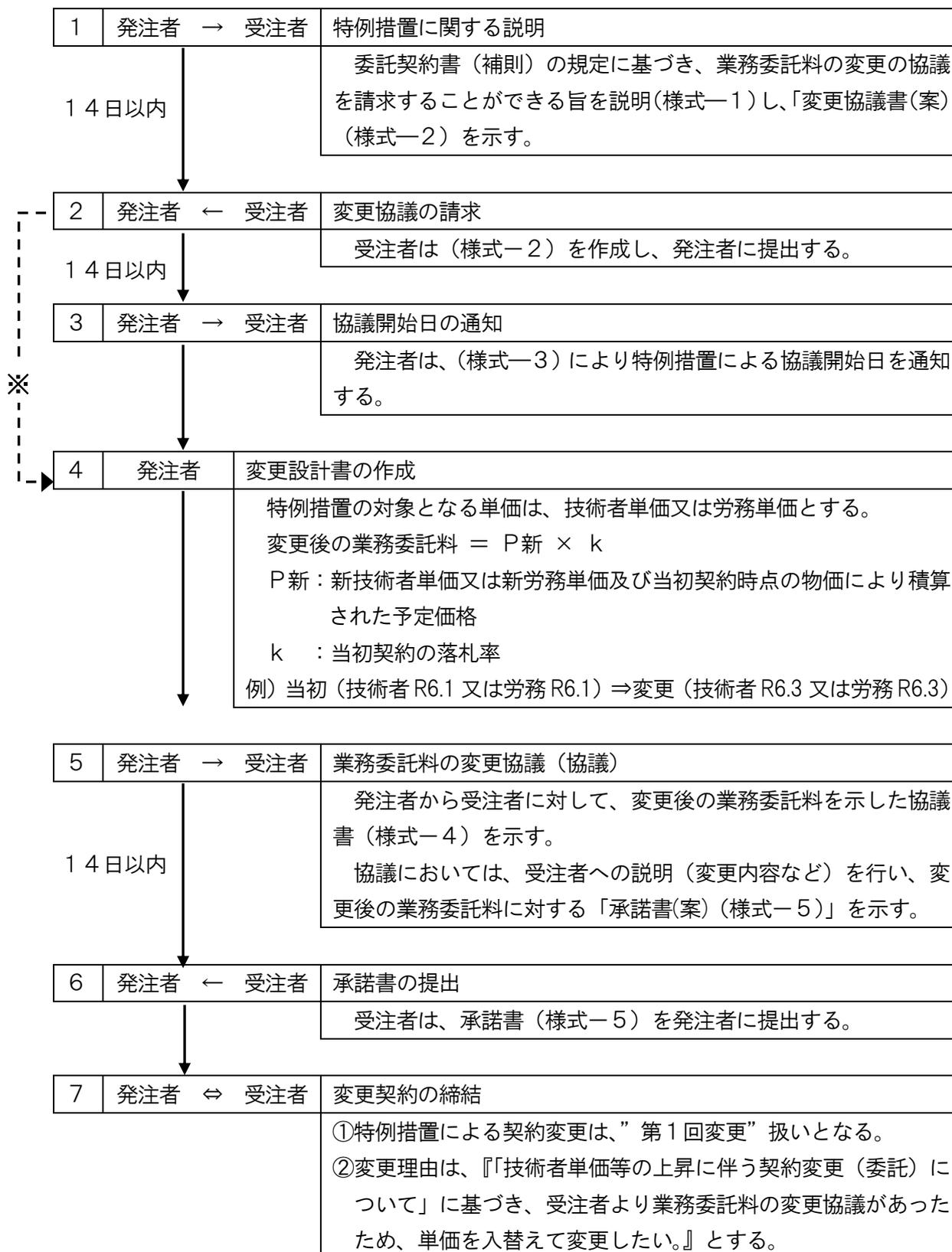
※1 P新：新技術者単価又は新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

※2 k：当初契約の落札率

3 その他

上記2の事務手続きについては、別紙を参照のこと。

「技術者単価等の上昇に伴う契約変更（委託）」の事務手続き



※変更協議の請求（手順2）から14日以内に業務委託料の変更協議（手順5）ができる場合は、手順3を省略することができる。